

競 技 注 意 事 項

1 競技規則について

本大会は、2017年度日本陸上競技連盟競技規則及び本大会競技注意事項によって実施する。

2 練習について

補助競技場および室内練習場で行う。室内練習場およびその周辺にはシート等を敷くなどして占有しないこと。本競技場での練習は、競技開始30分前までとする。

3 招集について

- (1) 招集所は陸上競技場第4ゲート（聖火台スタンド下）に設ける。
- (2) 種目別招集開始時刻・完了時刻は、プログラムの競技日程欄を参照のこと。
- (3) 招集の方法については、次の通りである。
招集開始時刻に招集所で競技者係の点呼を受ける。その際、ナンバーカード、スパイクピン、商標、持ち物の点検を受けること。代理人による点呼は認めない。

4 ナンバーカードについて

- (1) ナンバーカードは、主催者が配布したものを着けること。
- (2) 着用については、競技規則第143条7・8を遵守すること。
- (3) 写真判定用の腰ナンバー標識は、招集時に競技者係より受け取り、右腰部のやや後方に取り着ける。（ただし、男女1500mは両方に着ける）フィニッシュ後、回収する。

5 競技場への入退場について

競技場内への入退場はすべて競技役員の指示・誘導による。

6 競技及び競技方法について

トラック競技について

- (1) トラック競技の計時は、すべて写真判定装置（全自動電気計時装置）を使用する。
- (2) トラック競技の5000mと3000mは2段階のグループスタートで実施する。
- (3) 不正スタートについては、一発失格とする。但し、小学生については、誰でも2回目以降失格とする。

7 リレー競技について

- (1) リレー競走に出場するチームは、所定の「リレーオーダー用紙」に記入し、招集所に提出すること。
なお、締切時刻は、招集完了時刻の60分前までとする。
- (2) リレー競走において使用するマーカーは主催者が用意する。除去については使用したチームが必ず行うこと。

8 結果発表と抗議について

- (1) 各種目の結果発表は電光掲示板で行う。また、競技場正面玄関内に印刷物で掲示する。
- (2) 発表された結果に対する抗議は、競技規則146条に定められている時間内に、競技者本人または代理人が、担当総務員を通じて審判長に口頭で行い、別室で待機する。
さらに、この裁定に不満の場合は預託金（1万円）を添え、担当総務員を通じて上訴審判員に文書で申し出ること。

9 競技用靴について

スパイクピンの長さは9mm以内とする。（競技規則143条3・4）

10 表彰について

各種目とも6位までの入賞者はただちに表彰する。入賞者は競技終了後、入賞者控所で待機すること。

11 一般注意事項

- (1) 更衣は男子更衣室、女子更衣室を使用できる。
- (2) 衣類の広告に関する規定については、「競技会における広告及び展示物に関する規定」に従い、違反者に対しては、主催者において処置する。表彰を受ける際もこれが適応される。
- (3) 監督は常に選手を掌握し、万一選手に事故があった場合には競技本部に連絡すること。
- (4) 応急手当を要する場合、及びその他の健康上の問題が生じた場合は競技役員に申し出て、医務室を利用することができる。
- (5) 競技場内での疾病、傷害については応急手当のみを行い、以後、各自の責任において処置すること。
- (6) 貴重品の保管については各自が行う。もし盗難にあっても責任を負いかねるので充分注意すること。
- (7) 記録の証明を希望する競技者は、庶務係の受付に用意した記録証交付願いに、300円を添えて申込み、15分後に受け取ること。
- (8) 競技場内での写真撮影は、大会本部の許可を受けること。（報道カメラマンのみ許可する）